

議員（渡邊 美喜子）

12番、渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は、要保護・準要保護の児童生徒の貧困対策についてであります。

2点目は、小学校図書館の司書配置についてでございます。

以上2点であります。一問一答形式で行います。

質問に入る前に、高見島での瀬戸内国際芸術祭が盛況に終わりました。39日間、何の事故もなく、多くの来島者の皆さんに喜んで頂いたことは、職員の方々や関係者の皆様の心あるおもてなしに感謝申し上げます。また、先日ありました12月3日の「多度津桜たんページェント」におきましても多度津町の冬の桜をイメージした本当に多くの明かりに圧倒されまして、感動致しました。準備が大変だったかなという風に思います。有難うございます。そして、お疲れ様でございました。

それでは、1点目の質問に入ります。

要保護・準要保護の児童生徒の貧困対策についてであります。平成26年に子供の貧困対策推進法が施行され、親から子への貧困の連鎖が起きないように子供の貧困対策を総合的に進めることを目的としております。生活保護受給する要保護世帯と自治体がそれに近い状況を認定した準要保護世帯は、2020年文部科学省によりますと計132万人余りが対象となっております。今や子供の貧困対策は大きな社会問題と言えます。本町の要保護・準要保護の人数の推移は、平成25年度182名、26年度192名、27年度180名、28年度186名、29年度181名、30年度172名、令和元年175人、そして令和2年度は190人、令和3年度が185人、令和4年度が197人となっております。例えば4年度ですが197人中、要保護が7人、準要保護が190人でございます。少子化影響により、要保護・準要保護の人数も年々上昇傾向であります。そこで、質問致します。

本町の要保護・準要保護の増加傾向の要因について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の要保護・準要保護の増加傾向の要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護は、生活保護法に基づいて認定を受けた世帯の児童生徒が対象となります。準要保護は、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的に規定されている「多度津町就学奨励費支給要綱」に基づき、保護者より申請され、教育委員会において認定された児童・生徒が対象となります。準要保護児童生徒数を平成30年度と令和3年度で比較したところ、160人から179人となり、約12%上昇しています。議員ご指摘の増加要因に関しましては、申請理由を比較したところ、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給世帯の児童生徒が121人から124人となり、2%の上昇。生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準の例により算定した世帯の最近の需要額が基準以下の世帯の児童生徒が27名から40名となり、48%上昇しております。こ

のことから、世帯における需要額が減少している世帯の児童生徒が増加していることが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

もう少し分かりやすくという思いで私なりに調査をしてまいりました。その中で確かに児童扶養手当の増員とか、生活保護者の増員とか、そういうのはよく分かるんです。それをもう一つ砕いてみますと母子家庭、ひとり親家庭がなんと7割でございます。そして、もう1点は賃金が上がらず、非正規雇用の拡大、雇用の悪化に、そういうことが、子育て世帯の家計を直撃しているという風に、まとめて簡単に言いますとこういうことに繋がるのかなという風に思いますが、再質問ですが、その他に何かありましたら、お願い致します。他の要因がありましたら、お願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

それ以外の要因ということなのですが、今、先ほど渡邊議員がおっしゃった、この2つの要因っていうのは私も非常に想像しているところでして、それを肌を感じております。まさに、一人親家庭になる。あるいは、家族が非常に多いということもあつたりもします。そしてやっぱり、なんて言うんですか事業所の不振によって、給与所得が減っているとか、そういうあたりが、非常にその原因になっているということは想像出来る場所ではあります。あと一つの感覚として感じるのは、その要因の一つあるんですけれども保護者が子供の教育や養育に、なかなか専念出来にくい。という状況ってのが生まれていると思います。収入は、ある程度減っているんだけど、色んなことがあって、親の方も保護者の方もストレスを抱えているために、子供の教育どころか養育にも手が回りにくい。時には、学校でいると肌感覚で感じるんですが、どうも服装が汚れているとか、そういったケースもあります。その辺りを学校現場の方が十分に察知していくというところが、一つの課題解決に繋がるのかなという風に感じております。

回答になったかどうか分かりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

確かにそういう要因も当てはまるのかなという風に思っております。

それでは、2点目の質問にまいります。

本町の要保護・準要保護認定基準について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の要保護・準要保護認定基準についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護に関しては、先の質問で回答しましたとおり、生活保護法に基づき認定しております。準要保護は多度津町就学奨励費支給要綱の第4条に規定されており、次のとおりとなっております。第1号として「前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者」のうち、ア 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止、イ 地方税法の規定に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税、減免又は固定資産税の減免、ウ 国民年金法の規定に基づく国民年金の掛金の免除、エ 国民健康保険法の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予、オ 児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給、カ 生活福祉資金による貸付け、第2号で、前号に該当しないもので、次の ア 職業安定所登録日雇労働者、イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者、ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者、エ 学校納付金の納付状況の悪い者又は学用品、通学用品、被服等に不自由している児童生徒の保護者、オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者に該当し、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する最近の世帯収入の額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の最近の需要額の1.3倍未満のものとなっております。最後に第3号として「その他多度津町教育委員会が特に支給を必要と認めた者」となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

今、先ほどの答弁の中に要保護と準要保護は、一般に生活保護基準の1.3倍以内の収入が対象であるということ言われましたが、もう少し詳しくということで、これは生活保護に関しましても借家であるのか、自分の家であるのか、収入によりそれから家族人数、子どもの人数っていう部分も含めまして色々あるのは分かるんですけども、例えば、所得が年間どれ位、大まかで構いません。どれ位で、大体、要保護・準要保護のというような枠に当てはまるのかお分かりになりましたら、もうアバウトで結構ですので、お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

正直申し上げて、しっかりした数字はちょっと申し上げることが出来ません。渡邊議員おっしゃったように、その世帯の子どもの人数であるとか、例えば、扶養しているお父さん、お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃんとかその人数によって、その世帯に必要な金額が決まってくるので、幾ら、例えば、100万、200万の年の収入があれば大丈夫です。ということがこの場でお答えすることは出来ませんので、申し訳ないですが、これを回答させていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

竹田課長の答弁、多分、こういう答弁を頂くんじゃないかなと正直思っております。

た。私なりにちょっと他の自治体の方も調べさせて頂きました。これ本当にね、なかなか、これが所得幾らですということは言えないのは分かるんです。でも大体大まかに、大まかにですよ。200万、年収200万以下ということもある程度聞いております。それを目安にして考えて頂ければなという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせて頂きます。

3点目でございます。就学援助費、そして品目について伺います。出来るだけ詳細にということをお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の就学援助費・費目についてのご質問に答弁をさせていただきます。

就学援助に関する費目及び支給金額につきましては、多度津町就学奨励費支給要綱第2条及び第5条に規定されております。準要保護においては学用品費・通学用品費、小学校1学年です、1万1,630円。小学校2年から6学年です、1万3,900円。いずれも年間です。中学校1学年、2万2,730円。中学校2・3年、2万5,000円。新入学学用品費、小学校、5万4,060円。中学校6万円。校外活動費、小学校・泊なしです、1,600円。泊あり、3,690円。中学校・泊なし、2,310円。泊あり、2,310円。同じく。済みません。この泊あり2,310円、間違いの可能性ありますので、調べさせていただきます。学校給食費、実費でございます。修学旅行費、実費です。医療費につきましては、学校保健安全法施行例第8条に規定する疾病に限り、保護者負担額を支給しております。いずれも文部科学省の通知に基づく単価を限度額としております。要保護児童生徒に対しましては、修学旅行費の実費を文部科学省の通知に基づく単価を限度として支給しております。また、中学校の要保護準要保護生徒に対しては、集団宿泊学習に関する経費についても支給しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

それで就学援助制度、香川県多度津町子育て制度を分かりやすくという部分で載っておりました。その中で、これ就学援助制度の補助対象品目、これは括弧して要保護者となってるんですけども準要保護者とは、また違うんでしょうか。これ、括弧がありまして、就学援助制度の補助対象品目の中に何点かあるんです。その中にこの括弧して、要保護者と書いてるんです。これは、準要保護者もいけるんでしょうか、該当出来るんでしょうか。同じような思いで考えたらいいんでしょうか。区別はないんですよ。援助品目の区別は、要保護者と準要保護者は、同じようなやり方考え方でよろしいんですか。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

準要保護の児童生徒に対する保護につきましては先ほど申しあげました学用品費、通

学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食、修学旅行、医療費等々になります。要保護につきましては、生活保護の方で教育支援の方で、先ほど申しましたものについては保護されております。支給されておりますので、多度津町の就学援助としましては、修学旅行費のみの援助になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この項目の中に要保護者ということで、ちょっと、言いますと学用品とか、新入学児童生徒学用品とか、それから通学用品とか通学費、修学旅行、校外活動費、それから、医療費、学校給食費とか、今、先ほど課長言われた部分が入ってるんですけども、要保護者ということで、この中にですね、学校と関係がある例えばクラブ活動費、ここに書いてるんですよ。それから、生徒会費、そしてP T A会費も含めたという部分で、この中に多度津町の子育て制度の中に、こういった3項目ですかね、4項目、書いてるんですけども、そういった部分は要保護の中には今までは支給はなかったということで解釈していいんですかね。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員が今、ご指摘頂いたクラブ活動費、あるいはP T A会費等については、それは入っていません。要保護っていうのは、県費ということもあったり、生活保護家庭ですので、基本的には学校に必要なものを全てというのが一つの考え方という風に私は理解しております。で、準要保護家庭については全てということではなくて、修学旅行費とか集団宿泊学習費というのは、全額支給をしておる訳ですけども学用品費については、全て、例えば学校というのは教科書は無償ということはお分かりだと思いますけれども、それ以外のワーク類とかそういったものは、各家庭が負担をしたら全額、しかしそれまで全て、そういう準要保護家庭が負担するとすると、非常に負担があるということで、そちらの方を支出するのに、就学援助の学用品費を活用して頂いているという風になっています。また入学する時には、比較的、多目の額が支給されております。それはおそらくランドセルとか、中学生であれば自転車の購入というところに充てるということを想定してされているということになります。ある市によっては、自転車代ということで特別に品目を設けているところもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね。この対象品目の部分に要保護者の部分の欄があります。これにもクラブ活動とか生徒会費とかP T A会費というのも載っております。載っておりますので、他の自治体のことを調べますと、やはりこの3点につきましては、支給してるという風にほとんどの自治体がそういう風に改善してるっていう部分になってますし、実際やってるところもございますので、今後の課題の一つかなという風に思いますので、

その点、お願いしたいと思います。はい。

次の質問に入らせて頂きます。

就学援助の対象にならない費用の滞納状況について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の就学援助の対象にならない費用の滞納状況についての質問に答弁をさせて頂きますが、その前に先ほど答弁させて頂いた校外活動費の中学校の泊ありの金額について訂正をさせて頂きます。泊ありの金額を2,310円とお答えしましたが6,210円の誤りですので、訂正をお願い致します。

それでは、就学援助の対象にならない費用の滞納状況についてのご質問について答弁をさせて頂きます。

就学援助の対象にならない、費用と致しましてPTA会費がございます。各小中学校の方に確認をしたところ、令和2年度、令和3年度において、ともに滞納はございませんでした。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（渡邊 美喜子）

はい。滞納がないということで少し安堵をしておりますが、でも今後そういう滞納状況になる恐れは、あるのかないのか再質問です。済みません。滞納状況になることが、今後、増えてくる傾向があるのかないのかの質問です。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

今後、滞納状況があるのかないのか、二者択一ということになるんですが、なかなかそこら辺りは答弁が難しいところであるんですが、ならないように努力をしていくというのが教育委員会、あるいは行政の立場だろうという風に考えております。先ほどお答えしましたように準要保護家庭というのは、補助をする家庭なんですよね、ある程度。独自の生活する子供の学費、それを賄える家庭でありまして、足りない部分をそこを補助していると。それが、どうしてもと言うことがあれば費目とか、いうものをこれを今後考えていく必要もあるんだろうと思いますし、そんなことがならないようにしていくと。恐らく実感としては、準要保護の家庭の方は、ある程度、学費が払える状況でありますので、それほど滞納っていうことは、あんまりはありません。良くあるのは、通帳にお金の方を入れるのをちょっと忘れていて、そのために引き落としが出来なかったというケースはあるんですが、準要保護家庭の方はほとんど滞納であったということはありませんで、給食費、修学旅行費も全額出ておりますので、今までそういったケースはないと思います。今後また生活が苦しくなってきた場合には、その品目を増やすとか金額を増やすということもありますし、あるいは本当にそれ以上、非常に苦しい場合は一つ要保護家庭という風になっていくのかなと思っております。この2つの制度で子供たちの学校で安心して学べる。そういうところを担保して

いけるという風に私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。

5番ですが、物価高騰などで子供の貧困は一層、厳しい環境であります。見直す必要があると思いますが、町の考えをお聞きします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の見直す必要があると思うが町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

就学援助の各費目の限度額につきましては、文部科学省の通知に基づき支給しておりますので、改定があれば、その都度見直してまいります。また、支給費目の追加につきましては、教育環境の変化や児童生徒の状況等を勘案した上で協議し、必要であれば追加してまいろうと考えております。最近の物価高騰などに対しましては、9月議会において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業を活用して、多度津町立学校に通う児童生徒に関しましては、12月及び1月に喫食した給食費を免除する予算を可決頂きました。今後、実行してまいります。また、今議会において同交付金を活用し、2月及び3月分の給食費も免除するよう、予算案を提出させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

給食費の軽減というのか、本当にたくさんの方が良かったなと思うんですけども。でも、これは一時的な部分と、コロナの関係の部分で一時的なものであって、継続ではないんですよね。そういった部分も含めて再質問でございますが、単価の見直しとか、そして、他の品目の中で、実はこれ、他の自治体なんですけどもコンタクトレンズの購入とかオンライン学習の通信費、そして三豊市は卒業アルバム代ということで、これが今後、採用されたということをお聞きしておりますので、こういった部分も含めて、町もどのようにされるのか、再質問です。単価の見直し等はどういう風になるのか、お聞きします。併せてお聞きします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

支給費目の単価の見直しにつきましては、文部科学省等の通知に基づいて、その都度、限度額の方を改定させて頂いてこれまでもしておりますが、今後も続けてまいります。先ほども渡邊議員がおっしゃってございました家庭の通信環境のそれに対する補助等につきましては、本町の場合、いわゆるポケットWi-Fi等を準備しております。そういう家庭にWi-Fi環境がない方々には、タブレットと合わせてそれを貸し出すという形もしておりますので、その台数につきましてもいわゆる準要保

護・要保護の児童の人数に基づいて、整備をさせて頂いたところでございます。また、先ほども答弁させて頂きましたが、新たなる費目の追加につきましては、その都度、協議させて頂くということになろうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

その都度ということなのですが、実は、その都度ということには、ちょっと大丈夫なのかなとふと思ってしまいます。子供たちにとっては、本当にこの1年・2年が、進学にしても色んな部分にしてもやはり、変わってくるんじゃないか、影響を受けるんじゃないかという風に思っておりますので、出来るだけ1日も早い、という部分でして頂ければという風に思います。それから今後の6点目なんですけども、今後の課題や問題点について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。就学奨励費の支給につきましては、保護者が学校へ申請することから始まります。援助を必要としている家庭を見逃すことのないよう、制度の周知を行うとともに経済的な理由により必要な教育を受けることが出来なくなることがないよう、各学校や福祉部局とも連携して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

実は、厚生労働省の国民生活基礎調査とその概要では今の生活が苦しいという世帯が60%以上ある訳です。そしてその中に児童のいる世帯ではその割合が高く、65.3%が大変苦しいということになっております。就学援助の役割はますます重要と言えます。そこで、一つ再質問なんですけど入学費、入学の支度金というんですかね。これは本町は何月に支給されてるんでしょうか。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

新入学学用品費、先ほど答弁させて頂いたんですが、小学校は5万4,060円。中学校については6万円という金額を準要保護の世帯の方に支給しております。こちらにつきましては、本当ならば言うたらなんですけど、4月入ったの認定で5月支給とかが多いんですが、本町の場合、2月とか、その入学する前から申請を受け付けて、出来る限り3月中にお支払いするような形で、現在は実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

4月の入学に間に合うようにということで、少し安堵致しました。本当にそういう部分では良かったないう風に思います。それでですね、最後じゃないんですけど、こ



の準要保護、また、要保護につきまして、今の子供たちの現状を見まして、子供たちを育てる環境、安心して勉強が出来る環境を守ることは、大変重要であります。この子供の貧困に対する支援対策は、貧困に悩まされる子供にとっては、2年、3年の対策が遅れ、人生を大きく変えることになりかねません。そこで、今現在、要保護、また、準要保護世帯が増加しているということで、町長さんにお聞き致します。こういった状況をどのように考えているのか、また、町の方針はどのようにしていくのか。いつも町長は安心安全な生活、そして、子は宝、多度津町の宝ということで、本当に将来の子供たちのためにも投資するという部分は多分になければならないと思うんですけども、そこら辺も含めて、再質問です。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今もですね、ちょっと私の頭の中でよぎってるというのか、子供の貧困ということが常に私の頭の中にあるんですけども、ちょっとご質問と趣旨が違うかも分かりませんが、そういう子供の貧困とかそういうことを無くする、それとまた、それが分かりにくいっていう現状、どういう風にして把握していけばいいのか。実は渡邊議員もご承知のとおりで、ある学校、多度津にある学校の中で子供の貧困ということが話題になって、こんなにたくさん貧困がいるのにどなんするんだって言われたことがあります。私どもはそういうことは把握が出来ていなかったんですね。だけど現実にある。これだけで本当にあるのか、それでそういう中で色々調べていきました。それで、社協、社会福祉協議会にも話をして、そういう方々に子ども食堂っていうのを提供をしました。しかし今はそれがありません。というのは必要としてないってということだと把握しています。現実には、本当に困ってる子供たちが自分の困ってることを表現出来るのか出来ないのか。もし出来てないんだったら、それをどういう風に把握していくのかが、そういうことが行政に問われているのか、そういうことを今、非常に考えております。今の要保護、準要保護だけじゃなくてですね、今先ほど、渡邊議員もおっしゃいましたように、子供は多度津町の宝です。子供は絶対に守っていかなければいけないし、子供の生活、教育、そういうものは保障していかなければいけません。そういう中で、今、ちょっと思い出すのは、いつ、何ヶ月ぐらい前か忘れましたがでもそういうところがある子供の貧困という、子ども食堂を開設しなければいけないようなことがあるっていう、そういう私どもは需要というのか、そういうニーズを把握をしていなかったんですけども、あるんだって。じゃあ、それを子ども食堂を今の健康センターの一角でそれを提供しました。社協の方に頼んでやりました。しかし今はそれはありません。ということは、必要としてないということになります。今のちょっと、答えが渡邊議員の質問に合致してるかどうか分かりませんが、子供の貧困とか子供の教育費とか、そういう子供の生活に関しましては、捉え方が難しいんじゃないかなというところも、今、本当に試行錯誤してる所です。子供の生活に関わ

っていく食べ物とかそういうこと。それから大事な教育、こういうものを町がこれは保障しなきゃいけない。これ憲法にも定められているところですので、それをどういう風にしていくか。そういうことについて、また渡邊議員にも色々なこと、アドバイス頂いて、それで町行政と社会福祉協議会とそして民間の議員の方々にはない民間の方々と一緒に考えてやっていこう。適切になっていくのか適切なのというんじやなくても最大限、子供の生活を守るということで、お願いしたいと思っております。

答弁になってないかも分かりませんが、どうかよろしくお願い致します。

議員（渡邊 美喜子）

急に答弁。再質問ということで申し訳ございません。

今、先ほど町長が、子ども食堂云々ということなんですけども、やはり、色んなこと、全体的に考えてみましたら、子ども食堂は必要でございます。はい。ニーズがないんじやなくって掘り出すっていう部分、全体的な子供たちに提供するという部分になるのかなとも、この子供たちだけ。要保護とか準要保護だけっていう、もうそういう部分じやなくって、今、個食とか1人でおうちで食事をするとか、そういう部分もありますので、そんな部分も含めて、やはり、広い意味で考えていかなければならないという風に思います。また、その点につきましては、これから勉強して、しっかりと実際やってるところも何ヶ所かございますので、その方に行って相談をしながら、また、町の方にもお願いするというようなことになろうかなと思いますので、その時はよろしくお願い致します。

それでは、最後の質問です。2点目の質問は、学校図書館の司書についてであります。本町における学校司書の配置は、多度津中学校に1名のみであります。近隣の司書の配置は、どこの小学校にも配置され子供たちの学力に影響があることが実証されています。考える力、話す力の低下は、活字離れ、読書離れが問題視されています。学校図書館には、自ら学ぶ学習や情緒の習得などの機能、豊かな感性が育つ、生涯に子供たちの価値観の形成が繋がるなど役割は重要であります。司書の配置について、ぜひとも町の考え方を伺います。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の学校図書館の司書についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校図書館は学校図書館法に規定され、児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と児童・生徒の学習活動を支援したり、授業内容を豊かにし、その理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しており、児童・生徒の発達のためには、学校図書館の活用は重要だと考えております。議員ご指摘のとおり、近隣の丸亀市、善通寺市の小学校においては、呼び名は異なりますが、学校図書館司書に該当する支弁職員が配置されており、本町においては平成28年度から平成29年度まで、県

の「学校司書配置促進事業」を活用し、多度津中学校へ1名を配置し、その後も引き続き町費で任用しております。教育委員会としては、児童生徒の学校図書館を利用した読書の活動について、小学校から中学校への継続性も考慮し、令和5年度より小学校に図書館司書が配置できるよう計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

配置して頂けるということで本当に良かったという風に思います。そこで最後の質問ですが、各小学校に1名ずつなのか、それとも全小学校に1名なのかということで、どういう解釈すればいいのかと思いますが。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。現段階の教育委員会の計画と致しましては、2校に1名というところで曜日を振りながら活用していきたいという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

済みません、2校に1名ですか。ということは、四箇、豊原、白方、2校いうことは、2校に1名いうことは、1名ってということですかね。2名ですね。はい、分かりました。はい。有難うございます。もうなかなか頭が回らないもので、ご迷惑かけますが、本当に良かったなという風に思っております。各小学校に1名っていう部分はね、なかなか大変かなという風に正直思っておりますが、今回2名ということで、大いに効果があるんじゃないかなと思いますし、読書離れがひどい。今の子供たち、それこそゲームしたり、そういう部分が多い中で、本当に今回良かったなという風に思っております。

これもちまして、私の質問は終わらせて頂きます。有難うございます。